横浜市都田地区センター及び横浜市都田地域ケアプラザ 指定管理者公募に係る質問及び回答

※ 質問受付期間を経過した後の質問や、この回答に対する追加質問、申請にあたっての相談等には一切応じられませんので、ご注意 下さい。

※順番は、質問受付順です。

番号	分野	詳細	質問(原文)	回答
1	応募関係書類 様式2事業計 画書5(2)ア (イ)利用料金 の設定につい て	利用料金の設定について	外利用の料金設定が適応されるか。 仮に適応されない場合は横浜市地区センター条例別表第 4の価格表の金額が適応されるか。その際、多目的室 (大)は体育室としての取り扱いが適当か。多目的室(中)	地区センター・地域ケアプラザ共有室(多目的室、料理室等)の 利用料金の上限は、横浜市地区センター条例で定められた金額と し、利用料金は同条例別表第4の範囲内において、指定管理者が 市長の承認を得て定めるものとなります。 また、多目的室(大)の取扱いは、指定管理者の指定後に利用 用途に応じ、区と指定管理者で協議の上決定します。なお、部屋 の面積から、多目的室(大)は体育室、多目的室(中)(小)は会議 室としての種別が適当と考えられます。